

指定管理者の募集について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び新潟県立自然科学館条例（昭和56年新潟県条例第48号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を募集する。

令和8年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 募集する事項

(1) 対象施設及び対象業務

ア 対象施設 新潟県立自然科学館

イ 対象業務

(ア) 条例第2条各号に掲げる自然科学館の事業の実施に関する業務

(イ) 自然科学館の施設及び設備の維持管理に関する業務

(ウ) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者に行わせることが適当な業務として知事が定める業務

(2) 指定の期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

2 申請資格

申請者は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）、複数の法人等により構成される団体（以下「共同体」という。）とし、個人での申請は受け付けない。単独で申請した法人等は、共同体の構成員になることはできない。また、複数の共同体の構成員に同時になることはできない。共同体で申請する場合は、共同体の代表法人等を定めること。

共同体で応募した場合、県と指定管理者の協定の締結に当たっては、共同体の構成員全てを協定当事者とする。選定後の協議は、代表法人等を中心に行うが、協定に関する責任は、共同体の構成員全てが負うこと。

なお、申請者（共同体の構成員を含む。）は以下の要件を全て満たす必要がある。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 県議会議員が無限責任社員、取締役、執行役員若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下、「役員等」という。）に就任していないこと。

(3) 知事、副知事並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員が役員等に就任していないこと。（県が資本金その他これに準ずるものを出資している法人を除く。）

(4) 県の指名停止措置を受けていないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等に基づく更生又は再生手続きを行っている者でないこと。

(6) 県税等を滞納していないこと。

(7) 経営状況が健全であること。

(8) 県内に事務所を置く又は置こうとする法人等であること。

(9) 指定管理者になろうとする法人等（共同体の構成員を含む）及びその役員が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者をいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員である者、又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者

エ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

キ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

3 募集に関する必要な事項を示す場所等

(1) 申請書の提出場所、募集条件を示す場所、募集要項の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1
新潟県観光文化スポーツ部文化課文化政策係
電話番号 025-280-5138 (直通)

(2) 募集要項の交付方法

新潟県文化課ホームページから入手する。

(3) 申請書類の受付期間

令和8年8月3日(月)午前9時から令和8年9月4日(金)午後5時まで

4 その他

- (1) 失格 虚偽の申請を行った場合及び本件募集要項において示した条件に反した場合は、失格とする場合がある。
- (2) 指定管理者候補者の選定 選定基準に基づく指定管理者審査委員会の審査を踏まえ、指定管理者候補者を選定する。
- (3) 指定管理者の指定 指定管理者は県議会の議決を経て指定する。
- (4) その他 詳細は募集要項による。